

令和8年度ドライバー健康診断受診料助成の申込要領

公益社団法人北海道トラック協会

トラック運転者の健康状態に起因する事故を防止し、一層の安全運行確保のため、会員が所属するドライバーに助成要件を満たす健康診断を受診させた場合に受診料の一部を助成します。

助成対象となる受診方法は次のⅠとⅡの2種類です。

Ⅰ トラック協会集団健康診断を受診

1. 対象者
受診対象者は、会員事業者の貨物運送事業（軽貨物を除く）で常時選任されている運転者となります。
2. 実施日時・場所
各地区トラック協会が定めた日時・場所となります。
3. 健康診断の内容と受診料
労働安全衛生規則第44条に準ずる定期健康診断
受診料 5,500円/人（助成額を差引いた自己負担額）
※ もし体調不良等によって全ての健康診断項目が受けられなかった場合においても、受診料をお支払いいただきますので、ご注意ください。
4. 申込方法
別紙様式1の「ドライバー健康診断 集団健診申込書」に必要事項を記入し所属地区トラック協会へ提出してください。
なお、定員になり次第締め切ることがあります。

Ⅱ 医療機関等で個別に受診

1. 対象者
助成対象者は、会員事業者の貨物運送事業（軽貨物を除く）で常時選任されている運転者となります。
2. 助成対象期間
令和8年4月1日～令和9年2月28日
この期間中に受診及び支払いが完了したものに限りします。
3. 健康診断の種類と受診料
(1) 労働安全衛生規則第44条に準ずる定期健康診断
助成額 1名 1,500円
(2) 労働安全衛生規則第45条に準ずる健康診断（深夜業健康診断）
深夜業を含む業務に従事する運転者(※)に対する健康診断
助成額 1名 1,500円

※ 目安として午後10時から午前5時にかかる勤務が過去6ヵ月間を平均して1ヵ月あたり4回以上（過去6ヵ月間で合計24回以上）あった運転者

(注1) 「定期健康診断」及び「深夜業健康診断」とともに、受診料が助成額未満の場合は助成対象外。

4. 請求の方法及び提出期限
別紙様式2の「個別受診への助成金請求書」と受診した医療機関等が発行した領収書等（写し）支払いを証明する書類、健診内容と受診人数が分かる明細書等（写し）を添付し、中間締め切り日令和8年10月2日、最終締め切り日令和9年3月5日必着で、所属地区トラック協会へ請求してください。
5. 助成金の支払
助成金の支払いは、地区トラック協会から現金または銀行振込で中間締め切り分を11月末日まで、最終締め切り分を3月末日までに支払います。

◎ 1事業者当たりの申請可能人数は保有車両数（被けん引除く）の「2倍」とする。

【例】保有車両数10台の場合（被けん引除く）
10台×2=20人

●定期・深夜業健康診断を通じて「20人」が
申請可能上限となります。

※常時選任運転者を確認するため、「運転者台帳」等の書類の提出を求められますのでご了承ください。

※領収書等の宛名は「会社名」として下さい。
(個人宛の領収書等では助成金の交付が出来ません。)

申込様式は北ト協ホームページより
ダウンロードできます。

<http://www.hta.or.jp/>